# 十二、タマノヰ酢株式会社に対する件

昭和四十六年（排）第十二号

## 排除命令

大阪府堺市西一丁一番三十二号

タマノヰ酢株式会社

右代表者　代表取締役　播野　明

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

### 主文

一　タマノヰ酢株式会社は、同社広島支店および高松営業所において、昭和四十五年九月一日から同年十月二十日までを期間とし、同社の取引先卸売業者を対象に、「広島高松開設五周年謝恩特売」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合、景品類の価額の最高額が、㈠取引価額が

五万円未満のときは、一万円または取引価額の二十倍のうちいずれか低い額、(二)取引価額が五万円以上十万円未満のときは、三万円、(三)取引価額が十万円以上のときは、五万円をこえるものを提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　タマノキ酢株式会社は、肩書地に本店を置き、食酢等の製造販売業を営む事業者である。

二　タマノキ酢株式会社は、同社広島支店および高松営業所において、「広島高松開設五周年謝恩特売」と称し、昭和四十五年九月一日から同年十月二十日までを期間とし、同期間中同社の販売する粉末酢「すしのこ」三十五グラム袋、七十五グラム袋および百五十グラム袋の各一ケースに、抽せんにより電子式卓上計算機（九万九千八百円相当）一台、テープレコーダー（一万四千八百円相当）三台その他の景品類を提供する抽せん券を一枚付して、広島県、山口県、島根県西南部、香川県、愛媛県、徳島県および高知県の地域に所在する同社取引先卸売業者に販売した。

三　しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価額は、「すしのこ」三十五グラム袋一ケースの販売価格三千九百七十五円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よって、前記景品類中、電子式卓上計算機およびテープレコーダーの価額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、タマノキ酢株式会社の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年三月二十六日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　有賀美智子

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男